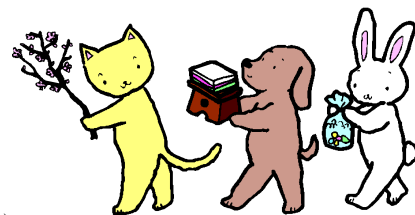


## 「相続コンサルティングのポイント Vol4

### ～贈与を活用し相続税対策方法と注意点～

こんにちは、株式会社 ZUU の富田和成です。前回は相続発生から納税までのスケジュールについてとそのポイントについて解説しました。今回は相続税対策のコンサルティングとして「贈与」を利用した対策について解説していきたいと思っております。贈与は相続税対策の中では簡易な方法であるとともに、「コツコツ」と長年かけて行う「王道」の税対策と言え、まだ相続までだいぶ先の顧客と、相続に関するコミュニケーションを取りたい際にも活用できます。



前々回のメルマガでも解説させて頂いたように、平成 27 年の 1 月 1 日から、相続税の基礎控除額（相続税を課せられない「ボーダーライン」）が大幅に引き下げられます。基礎控除額のラインが平成 26 年までと比べまして 6 割下がります。

### ○相続税対策の重要性と贈与の効力

この相続税の重税化によって、これまでの相続税を課せられていなかった資産をお持ちの方が大幅に相続税が課せられることになる見込みです。特に、相続税の支払いで悩まされる恐れが高いと言われるのは、現金や預貯金に加えて一戸建てのご住居などをお持ちの方などの「一般」のご家庭の方とされています。

そこで、相続税対策をしておくことが重要となります。相続税対策としては種々の方法がありますが、誰でも、「コツコツ」と取り組むことが可能な方法として贈与を利用した相続税対策があげられます。

贈与は 1 年間で 110 万円までであれば、非課税枠の範囲ということで、贈与税はかかりません。そのため、長い年数をかけて財産を子や孫の方に贈与するという方法を続けることで相続税の対象財産を減らすことが可能です。1 年間とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年を指しますので（4 月 1 日から 3 月 31 日までの年度ではありません）、この期間に 110 万円を限度として贈与を繰り返し行うという方法です。110 万円の枠では足りないという方だと、310 万円の枠（110 万円を超えた 200 万円に対して 10%課税）で毎年贈与を行っていくケースも見受けられます。

ここで注意点が一つあります。贈与は相続開始前 3 年前のものについては、相続税の計算上は、贈与がなかったものとして計算されてしまいます（人の寿命はわからないものですので）最後の 3 年間は完全な相続税対策とはならないものの、早いうちから贈与をしておくことで相続税を課せられることを回避することが可能となります。

例えば、配偶者と子、孫とおられるのであれば、それぞれ 1 年で 110 万円×3 で 330 万円を無税で財産をうつすことができます。

贈与はコツコツとした相続税対策ではありますが、誰でも簡便にすることが可能です。特に、預貯金に加えて一戸建ての家などの資産をお持ちで、相続税がかかるかどうか「微妙」なラインの方には早期に始める相続税対策としておすすめすることができます。

## ○暦年贈与のポイント・真意による贈与と証拠を残すこと

このようにコツコツと贈与をすることが長い間には非常に効果的な相続対策の効果をもたらすと言えます。しかし、このようなことを聞いたことはないでしょうか。「毎年贈与をしても、結局税務署が贈与を否認して相続税を持っていく」という話です。

これは、毎年贈与を定期的に行うことは、継続したひとつの贈与意思ありと判定されて、贈与額全体がひとつの贈与と税務署から判断されないかということです。

例えば、毎年定期的に110万円を子の口座に振込み続けた場合、仮に贈与が10年間続いたとしたら、始めから1100万円を贈与するひとつの意思がはじめからあったのではないかと判定されないかということです。いわば、「10年間の計画的な贈与を初めから計画していた」ということです。

実際、否認されたケースもあるようです。

対策として以下のようにアドバイスするのが良いといわれます。

- ◎ (1) 名義を移し、かつ実際に御子息が使用していることあるいは使用できる状態にあること
- ◎ (2) 印鑑と通帳を御子息が管理していること
- ◎ (3) 親御さんと御子息当の署名捺印がある贈与契約書を作成すること

などがポイントです。そして(1)から(3)の事実から推測できることは、真意の贈与意思の合致と贈与の客観的証拠です。贈与を利用した相続税対策は法律を適正に使用していることをしっかりと税務署に伝えるようにするということが大きなポイントです。

また、テクニカルな方法ですが、毎年120万円程度を贈与して、少しだけ贈与税を納めるという方法もあり得ます。120万円であれば、税率は10万円の10%で1万円です。(贈与をされた方が支払いますが、その分は御子息の財布から出してもらっても良いでしょう) このように贈与税をわずかに収めることで贈与をしていることの証拠を税務署側に残すことにもなります。

以上、参考になれば幸いです。

## <著者プロフィール>

富田和成

株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

[http://zuu.co.jp/company/ceo\\_message](http://zuu.co.jp/company/ceo_message)

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村証券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在とビジネススクールへの留学やタイへの駐在を経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。

2013年3月に野村証券を退職し、2013年4月株式会社ZUUを設立、現在に至る。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488